

「東日本大震災特別相談窓口」 を開設しております

このたびの東日本大震災により、東北地方の太平洋沿岸部を中心とする被災地の被害は未曾有の規模となり、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

桐生市でも各所で被害が出ておりますが、会員事業所各位の状況は如何でしたでしょうか。ご無事であったことをお祈りするばかりですが、当所では被災された桐生地域内の商工業者のための「特別相談窓口」を開設しております。

支援紹介、資金相談、経営相談、情報収集などを中心に相談に応じておりますので、お気軽にご相談ください。

東日本大震災特別相談窓口

開設期間 平成 23 年 3 月 14 日(月) から当分の間 (平日のみ)

開設場所 桐生商工会議所会館 2 階事務局内

時 間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 *お電話でのご相談にも応じております。

【当面の緊急対策は下記のとおりです】

新規情報につきましては随時、桐生商工会議所ホームページに掲載いたします。

■災害関係保証の発動

市長から罹災証明を受けた中小企業者に対して、信用保証協会は別枠で保証します。(100%保証。保証限度額は無担保 8 千万円、普通 2 億円)

■小規模企業向け設備資金融資の償還期間延長

小規模企業者等設備導入資金貸付制度及び小規模企業設備貸与制度について、既往貸付金の償還期間を 2 年延長 (7 年以内⇒9 年以内) します。

■事業協同組合等の施設の災害復旧事業に係る補助

都道府県が行う事業協同組合等の災害復旧事業に係る補助に対する支援を行います。(都道府県が事業費の 3/4 を補助する場合、国はその経費の 2/3 を補助)

■災害復旧貸付の金利引き下げ

被災中小企業者に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が別枠で行う災害復旧貸付について、特段の処置として 0.9%の金利引き下げを行います。

(注) 資金使途：運転資金または設備資金

■小規模企業共済及び倒産防止共済の掛金の納付期限の延長

被災された共済加入者に対し、掛金の納付期限を当面 6 カ月延長するものです。

*罹災(りさい)証明書

災害により被害を受けたことを証明するもので、消防署の調査のもとに発行されるものです。

問合せ先：桐生市消防本部 (電話 0277-47-1700)